

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

いかなる状況にあっても子どもが理不尽な虐待を受け、ましてや尊い命を落とすことがあってはなりません。子どもたちが生きる権利を保障され、健全に育っていくために、児童虐待防止に向けた更なる取組を進めていく必要があります。

全国的に児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、平成31年1月に本県で発生した死亡事例については、児童相談所が関与していながら防ぐことができませんでした。

県では、全ての子どもが虐待から守られ、幸せを感じながら成長できる千葉県を目指すという理念の下に、平成29年に全国に先駆けて「千葉県子どもを虐待から守る条例」を制定し、同条例に基づく児童虐待防止施策を推進してきたところですが、事件を受けて、保護者のしつけに際しての子どもへの体罰の禁止を明記するなど、条例の改正を行いました。

また、この条例改正に併せて、県議会からは、事件の教訓を活かした徹底した再発防止策を、この計画に反映させて対策の充実強化を求める付帯決議も付されました。

今後、児童虐待により子どもの大切な命が失われるという悲劇が繰り返されることのないよう、条例の精神を具現化するとともに、県行政としての責任を明確にし、市町村をはじめとした関係機関と連携して、児童虐待防止に向けた取組をより一層強化する方針を打ち出すため、平成29年11月に策定した計画の内容を全面的に見直し、改めてこの計画を策定します。

基本理念（千葉県子どもを虐待から守る条例）

将来を担う子どもたちは、何ものにも代え難い社会の財産である。

しかしながら、子どもが一番頼りにしている保護者などから理不尽な虐待を受けるという事例が跡を絶たず、尊い命を落とすという痛ましい事件も発生している。

虐待から子どもを守り、健やかに育てていくことは、全ての県民に課せられた使命である。

全ての子どもが虐待から守られ、幸せを実感しながら、成長できる千葉県を目指し、この条例を制定する。

計画の性格・位置付け

この計画は、「千葉県子どもを虐待から守る条例」第11条に基づく基本計画であり、本県における児童虐待防止対策を体系的にまとめた基本的かつ総合的な計画になります。

子どもの権利の保障、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援、児童相談所の体制や機能の強化、市町村の体制整備に向けた支援、市町村・警察・教育機関等の関係機関との連携の強化、里親委託の推進、施設における家庭的養育の推進などについて、「児童虐待の防止に向けた取組」、「家庭的養育の推進に向けた取組」、「児童相談所の強化に向けた取組」の3つの柱に整理し、目標と具体的な対策を示しています。

併せて、今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月、厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」策定）を踏まえ、平成27年11月に策定した「千葉県家庭的養護推進計画」を見直し、本計画と一本化することにより、本県における児童虐待防止施策を総合的かつ一体的に推進していくこととしました。

他の計画との関係

総合計画である「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」、次世代育成支援や子育て支援対策を定める「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」、人権に関する総合的・計画的な取組を推進するための「千葉県人権施策基本指針」、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）対策を定める「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」などの関連計画の内容と整合を図りつつ、関連する諸施策と連携しながら取り組んでいきます。

計画の期間

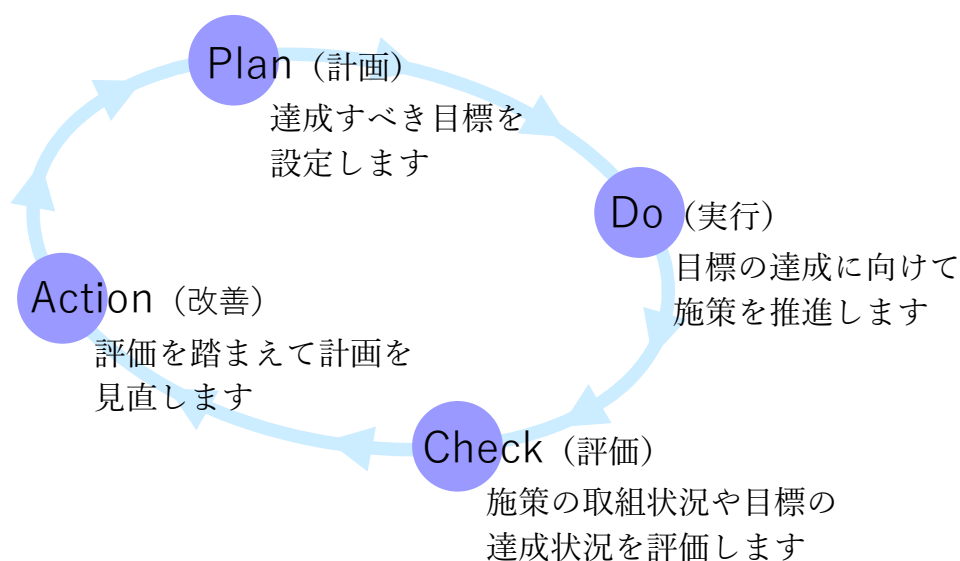
この計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間としますが、5年が経過する時点において、計画の進捗状況等を踏まえ、見直しを行います。

また、計画の目標について、3年以内に達成すべき指標を設けるとともに、5年が経過する時点における見直しにおいて、新たな指標の設定を行います。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

計画の評価

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、計画の進捗管理や見直しなどを行います。



短期的なPDCAサイクルとして、毎年、施策の取組状況や目標の達成状況を千葉県社会福祉審議会社会的養護検討部会に報告し、その評価を踏まえて、改善点を整理し翌年度の施策の推進につなげます。なお、目標の達成状況については、県のホームページで公表します。

長期的なPDCAサイクルとして、計画の中間にあたる5年を経過した時点で、当初に設定した3年以内に達成すべき指標や全体的な進捗状況について、総合的な評価を行います。その評価に基づき、すべての目標や対策について見直しを行うこととします。

児童虐待とは

児童虐待については、児童虐待の防止等に関する法律の第2条に定義されており、保護者が子どもに対し、以下のような行為を行うことをいいます。

(1) 身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、縄などにより一室に拘束する など

(2) 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る・触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

(3) ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れていかない など

(4) 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） など

また、保護者は子どもに礼儀作法や社会のルールを教えるため「しつけ」をしようとしています。しかし、保護者が子どものためを思ってやっても、子どもが耐え難い苦痛を感じていれば、それは虐待であると考えられます。令和元年の児童虐待の防止等に関する法律の改正により、しつけに際して体罰を加えることが禁止され、千葉県子どもを虐待から守る条例においても、同様の内容が明記されているところです。